

川越市空家等対策協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項、その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項について協議を行うため、川越市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 協議会は、市長及び委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、法第7条第2項に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。
- 3 委員を依頼する期間は、2年以内とする。ただし、補欠の委員に依頼する期間は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、期間を更新することができる。

(議長及び副議長)

第3条 協議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 議長は、協議会の会議を進行する。
- 4 副議長は、議長及び委員（以下これらを「協議会委員」という。）の互選によってこれを定める。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、協議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。